

保険契約における仲裁効力に関する UAE 仲裁法の影響

(2020年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2020 年 2 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,

United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com

كليرداندكو
CLYDE&CO

保険契約における仲裁効力に関する UAE 仲裁法の影響

UAE が民事訴訟法（1992 年連邦法第 11 号）の条項に取り代わる特別仲裁法を施行してから現在 18 カ月が経過した。これまで、UAE 連邦法の仲裁合意と UAE を本拠とする仲裁は民事訴訟法に準拠していた。今後数週間にわたり、UAE における保険仲裁、仲裁法（2018 年連邦法第 6 号）がどのような影響を保険紛争や関連する現地の法廷手続きと仲裁（規制関連事項を除く）に及ぼしているか、について紹介する予定である。

なお、本レポートでは民法（1985 年連邦法第 5 号）、商法（1993 年連邦法第 18 号）、仲裁法との相互関係について検討する。具体的には、過去 18 カ月間の訴訟事例等に基づき、保険会社とクライアント間の保険証書における有効な仲裁合意をなし得るものに対して仲裁法が及ぼす影響を検討する。

また、保険契約者が保険の一般条件に記載されている仲裁合意の違反を理由に UAE の裁判所において保険会社を相手に引き起こす訴訟事例において、UAE の裁判所はどのようなアプローチを取っているかについても、これまでの経験も踏まえ検討する。そのような状況において、保険会社は往々にして仲裁条項に依拠して、裁判所の管轄権に異議を申し立てようとする。よくあるのは、これを受け保険契約者は民法の第 1028 条 d 項に準じ、仲裁合意の無効性を主張しようとするものである。この条項には保険契約における仲裁合意は、保険証書に印刷された一般条件とは別の特別契約にその記載がない限り無効であるとの記載があるためである。

商業的な保険紛争において、裁判所は保険契約における仲裁合意の有効性を確認するのに、特に仲裁法に依拠する必要はないとの判断を示している。しかし、裁判所は現在のところ保険を「商業活動」とであると認識し、民法の条項よりも商法の条項を適用することにより積極的である。こうした裁判所のアプローチは明らかに法律論争としては適正なものであり、このアプローチは UAE を仲裁の行いやすい法域として位置づけることとなり、サウジアラビアのように、伝統的に保険補償関係の紛争解決において保険規制当局が仲裁に非常に力をいれている法域に則したものと言える。

仲裁法の関連条項

仲裁法は仲裁合意が有効であるとみなされるには、それが書面によるもので、適切な権限者により署名されたものである場合と定めている。また、契約内の条項に仲裁合意が記載することも認めており、それが保険契約とは別個の契約内に記載されなくてはならないといった要件は課していない。また、仲裁法は、仲裁条項を含む文書に言及している契約は有効な仲裁合意をなすものであることを明示的に認識している。

このため、有効な仲裁合意をなすものについては、かなり幅広い特定性が導入されたことになる。しかし、仲裁法の要件を満たしてはいるものの、仲裁合意が民法第 1028 条 d 項の要件も満たしているとはいえないことが示唆される状況では、ほぼ間違いなく無効となる。

仲裁法には、かかる状況に関連があると思われる二つの条項を含んでおり、第 1028 条 d 項の要件も満たされるべきであるといったよくある論議に対応している。

- 仲裁法の適用対象を取り扱う第 2 条 1 項および第 2 条 3 項では、仲裁法は「UAE において実施されるいかなる仲裁」および「UAE において適用される法令により規制される紛争和解のいかなる仲裁（ただし特定の条項により除外される場合を除く）」にも適用されるとの記述がある。
- 第 60 条 2 項では、「この仲裁法に反するいかなる条項も、これにより無効になるものとし、無効となる。」と規定している。

長年にわたり、保険の一般条件に記載されている仲裁合意の法的強制力に関して、商業保険の保険契約者との管轄権を巡る争いに関わってきたが、過去に UAE の裁判所は第 1028 条 d 項の適用および商業的な保険契約者がそれに依拠する能力に関しては、相反する数多くの判決を下してきたことから、果たして仲裁法が、そのような管轄権を巡る紛争を支援するかどうかについては疑問が生じるところである。

ドバイの裁判所における最近の事例

最近、上記に概説したシナリオと全く同じケースに関与したが、その際は、被保険者が仲裁条項違反として保険会社を相手に訴訟を開始した。被保険者は第 1028 条 d 項 に準じて無効を主張したが、対する保険会社は (i)問題の保険は商業契約であり、民法の条項ではなく、両当事者の仲裁合意が優先されるべきであること。また、(ii) 仲裁法に準じるのであれば、有効な仲裁合意があり、仲裁法はいかなる場合にもそれに反する条項を無効にするものである、と論じた。

ドバイの控訴裁判所は保険会社の仲裁合意を支持し、民法第 1028 条 d 項は商業的な保険契約に対しては適用されないことを明言している。明確に論拠を示した決定として、ドバイ控訴裁判所は以下のような裁定を下している。

- 民法、それゆえ第 1028 条 d 項は「商取引」（商法の第 1 条を参照）には適用されないこと。
- 二つの「トレーダー」（すなわち事業体）は商法が適用される「商取引」である保険契約を締結している場合であること。
- 保険証書にある印刷された一般条件とは別個の特別契約に仲裁合意に仲裁合意の記載がない場合、そうした仲裁合意を無効とするような条項は商法には記載されていないこと。実際のところ、商法第 2 条に準じて、両当事者は好きに合意を行うことができるが、かかる合意が強制力のある商業上の規定に相反しないことが条件となること。
- 保険は両当事者により署名されたもので、保険証書の仲裁条項は書面によるもので、はっきりと判読でき、「仲裁」という題名の別個の見出しの下に明記されていること。

被保険者は、保険証書にある仲裁合意にしかるべく拘束されるということで、係争中の主張は、仲裁を支持するかたちで退けられた。

この判決においては、控訴裁判所は仲裁法により第 1028 条 d 項が無効となるかどうかについての問題は取り扱っていない。しかしながら、控訴裁判所の論拠からすれば、控訴裁判所は、商法が効力をもつようになったことを受けて、保険は商業活動であるとの明確な認識を持つことで、1028 条 d 項はいかなる場合にも商業保険には適用されないという見解を固持しており、かかる論議をすることはいたずらな机上の論議となることは明らかである。従い、このような状況下において、控訴裁判所として仲裁法が民法の当該条項を無効としているか

どうかについては、これ以上検討する必要はないものと考えられる。

実際にはどういうことを意味するのか

UAEには拘束力をもった判例という概念はないものの、仲裁合意を一般的な諸条件として組み入れている商業保険会社は、こうした仲裁合意はUAEの裁判所と新たに設定された保険紛争和解・解決委員会（Insurance Disputes Settlement and Resolution Committees）の双方により支持されるという説得力のある論議を今後は展開することができるようになる。ドバイ裁判所はまたかかる論議に対して理解のある姿勢をとっており、裁判所はUAEにおける仲裁を支援するとの立場を引き続き示している。

しかしながら、民法の第1028条d項は商業契約には適用されないことが確認され、繰り返し多数の判例があるにもかかわらず、保険会社がこの条項を遵守しない限り、保険契約者は引き続きその仲裁合意を否定しようという気持ちに駆られ続けるかもしれない。そのような性質の違反は、第1028条d項に規定されている形式要件を満たしてさえすれば回避できたであろう、費用のかかる長期の訴訟へとつながりかねない。